

■介護事業所の賃上げ促すリーフレット作成 厚労省

- ・介護報酬の処遇改善加算を活用して行った賃上げ分が賃上げ促進税制の税額控除の対象になったことを受けて、厚生労働省ではリーフレットを作成し、介護事業所による賃上げの促進を呼び掛けた。
- ・厚労省は、リーフレットの周知を求める事務連絡を5月15日付で各自治体に出した。同省の担当者は「こうした制度を積極的に活用し、介護職員の処遇改善を図ってもらいたい」と話している。
- ・青色申告書を提出する中小企業や個人事業主では、全雇用者に支払う給与などが1.5%増加した場合に最大30%、2.5%増加した場合に最大45%を税額控除できる。
- ・また中小企業などの場合、賃上げを実施した年度の控除可能額を超えた分については、5年間の繰り越しが可能。ただし、繰越控除をする事業年度で全雇用者に支払う給与などの額が前年度を上回っている必要がある。
- ・介護分野では、介護報酬の処遇改善加算を活用して行った賃上げ分が、賃上げ促進税制の税額控除の対象になった。2024年度の介護報酬改定では、この加算の抜本的な見直しが決まり、厚労省のリーフレットでは、処遇改善加算が4月から使いやすくなったとして、介護現場で働く人たちの賃上げを呼び掛けた。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護保険最新情報 Vol.1262 「介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて」

(令和6年5月15日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001254355.pdf>